

〔史料紹介〕

「慶長十四年十一月七日松前藩五世慶広申置候事」(函館市中央図書館蔵)

工藤大輔

はじめに

本史料は、函館市中央図書館に所蔵される、松前藩初代藩主松前慶広の書状である。¹⁾

松前藩主とその一族の書状については、『北海道開拓記念館蔵松前藩主・一族書状集』Ⅰ―Ⅲ(北海道開拓記念館、一九八三―八五年)がある。このほか、海保嶺夫『近世蝦夷地成立史の研究』第二部第三章「戦国末―近世初期の松前(蠣崎)氏の動向―藩主一族書状を中心に―」(三一書房、一九八四年)で、蠣崎季広から松前公広までの五代の藩(当)主と、松前(蠣崎)慶広の六男景広の書状が紹介されている。このうち、慶広の書状は、天正期一通・慶長期四通、計五通の書状が紹介されている。²⁾ 慶長期の書状は、松前への商船誘致や日本海沿岸の豪商との結びつきを示すもの、豊臣方の動向の情報収集に関するものである。一方、小稿で紹介する書状は、譜代の家臣であると思われる工藤九兵衛祐種に宛てられたもので、慶広留守中の家中の心得を伝え残したものであり、いわば松前家の家政に関わる書状であり、これまで知られている慶広の書状とは性格が異なるものと思われる。

以下に、簡単な解説と文書の翻刻文を掲載することにした。

一 文書の解説

まず、この書状の日付である、慶長十四年(一六〇九)十一月七日についてみてみることにしよう。表1にあるように、慶広は度々江戸へのぼり家康・秀忠と会っていることが伝えられる。この年も、十一月に江戸へ登り、その後、翌慶長十五年一月には家康のいる駿府に向かい、二月には再び江戸に戻りその後帰国している。また、慶広は江戸に向かう途中、仙台で伊達政宗とも会ったとも伝えられている。³⁾ したがって、この書状は慶広が江戸に滞在中に書かれたものと推測される。

書状に据えられた花押(写真1)は、年末詳八月十九日付の慶広書状(写真2⁴⁾)に据えられた花押(写真3拡大図)とほぼ同じものであるとみてよいであろう。写真2の文書は、海保嶺夫氏による年代比定によれば、署名が松前志摩守とあることから、伊豆守任官の慶長九年四月二十八日以前であり、さらに、「志摩守」は慶長四年十一月に家康に臣従して松前姓を公認されて以後用いた可能性があるという。したがって、書

状の年代は慶長五年八月から同八年八月までの間であるという。⁵ なお、このほかの書状に据えられた花押は、それぞれ異なるが、慶長十二年に比定される書状に据えられた花押（写真4）のように、上下二本の線の間を円形の線で結ぶ方式が、歴代松前藩主の花押に基本的に踏襲されたスタイルであるという。⁷

つぎに、書状の宛名である工藤九兵衛祐種に関して、安永九年（一七八〇）に松前広長によって編まれた『福山秘府』年歴部卷之三の慶長十九年の項に次のような記述が見える。

冬十二月二十六日、令_三工藤九兵衛祐種討_二数馬介由広_一、是因_レ欲_レ為_二豊臣秀頼之将士_一也、

按、由広二十一歳也、見_二于上_一、祐種祐長之末胤乎、

（傍線は引用者による）

ここに見える数馬介由広とは、慶広の四男である。そして、この由広が豊臣方に与しようとしていたということで、工藤九兵衛祐種によって討たれたというのである。⁸ そして、広長は、この工藤九兵衛祐種を「祐長之末胤乎」としている。『新羅之記録』でも、この事件に関する部分で、「同二十六日之夜、小館而令工藤祐長之末孫工藤九兵衛尉祐種討由広」と記している。

工藤祐長は、松前家の家譜類では、松前家の祖といわれ若狭武田氏の一族であるという武田信広らとともに、宝徳三年（一四五五）に若狭を逃れた人物であると伝えられる、いわば根本被官ともいべき存在である。ただし、最近の入間田宣夫氏の研究では、この工藤祐長らは、鎌倉期に地頭代官として糠部に派遣された北条氏被官の末裔であると考えら

れており、若狭以来の信広の根本被官であったという、これら松前家の家譜類の記述は誤りであることが指摘されている。¹⁰ ただ、いずれにしても、祐種は松前家の譜代家臣である人物と見て差し支えないであろう。さて、この書状は、家中の火の用心から始まり、全八か条から成っている。とくに、第七・八条目は、「拙者何方にても相果候」「我等はて候」という文言が見え、慶広の置文的性格を持っているかのようにも思われる。慶広が何故このような表現を用いた文書を残したのか明らかにすることはできないものの、この前年の慶長十三年正月二十一日に嫡男盛広が三十八歳で死亡したと関係があるのではないだろうか。

慶長期、慶広は蠣崎一族、多数の弟達の家臣化を進め、その一方で慶広嫡系による藩主専制体制を目指していたという。¹¹ 『松前家記』によれば、盛広は、慶長五年に慶広から家督を譲られている。¹² しかし、これは藩内だけの便宜的な措置で、対幕府的には慶広が死亡する元和二年（一六一六）までは慶広が藩主であり、慶広が後見としてバックアップすることで、藩主の嫡系論理を貫徹することを目指していたという。¹³ さきに見た、工藤九兵衛祐種による由広の殺害も、慶長期における松前・蠣崎一族の内紛・対立のよるものといわれる。¹⁴

さて、第七条目の冒頭に「拙者何方にても相果候者加々右衛門を始合せかれ共引廻奉公たて可仕候」とある。ここに見える「加々右衛門」とは、『新羅之記録』下巻に

亦景広三歳之王春、慶広朝臣之夢、母儀之祖父河野加賀守「越知」^{（後略）}
政通告曰、令此兒継我跡、依是被我名加賀右衛門、難為六男継慶広
隠居所之家、故諸州大名々々賜書音也、

とあり、『新羅之記録』の著者である松前景広であることが分かる。ここから、慶広は、自らの「こせかれ」（具体的には公広を指しているか）と同様に景広を扱っていることが見て取れる。景広は、慶広の男子のなかで、嫡系を別にすると藩内で唯一の松前姓保持者で、その子孫は延宝期以降家老職となっており、景広の地位は特別なものであったと思われるものの不明な点が多いといわれている⁽¹⁶⁾。景広の特別な地位は、このように、嫡系と同等に扱われていたという点からも認めることができる。

また、「天道」という文言も注目される。近世初期の天の思想は、朱子学によって支えられ、幕藩体制を擁護のイデオロギーとなった⁽¹⁷⁾。ここでの「天道」の意味するものは、儒教の「天下」思想に通じるものがあり、徳川政権がその確立期において儒教による合理化を要求していたというものと軌を一にしているように思われる。このことは、本書状を見る限り、天の道にしたがい、慶広は必ずしも嫡系による自家の安泰を求めてはいないように思われる。このことは、これまでの慶広による藩主専制体制の確立指向という点に、新たな視点が見出されるのではないかと思われる。

本書状は、ここで取り上げた以外にも、松前藩体制の確立期におけるさまざまな情報を与えてくれるものといえよう。

註

(1) 『市立函館図書館蔵郷土資料分類目録(昭和三十九年十二月三十一日現在)』第1分冊、一九六六年、一五六ページ(請求番号〇〇〇八一六

三六〇七―七七〇二)。

(2) これら五通のほかに、『祐清私記』(旧『青森県史』所収)に天正十七年九月二日付の慶広書状が収められていることが示されている。この書状は、慶広が南部信直に「巢子之御鷹一連進上之」とするものである。海保氏はこの書状を「混乱が多く信頼性に乏しい史料」とし(史料本文と解説は注記の中で紹介されている)、この書状が「本物とすれば、天正中期段階で蠣崎氏は安東氏と南部氏とに二股膏薬的対応をなしていたことが証明される」としている。

また、本書状は、盛岡藩記録方を務めていた平沢親常が著した『御当家記録』(寛政九年(一七九七)をそう下らない時期に成立)にも収められている(『青森県史』資料編中世一、二〇〇四年、六七六号文書、五五三ページ)。さらに、『新青森市史』資料編2古代中世(二八九号文書、五一六ページ)にも掲載され、文書の解説によれば、天正十五年九日に慶広の主君である下国愛季が没したことにより、蠣崎氏が安東氏から離反できる条件が生まれたとある。蠣崎氏が安東氏から離反・独立していく過程の中で、このように南部氏と関係を切り結んでいく点は改めて注目すべきものと思われる。

(3) 『新羅之記録』下巻(『新北海道史』第七巻史料一、一六六九年、七四ページ)。

(4) 牧野信之助編『越前若狭古文書選』一九三三年。

(5) 海保領夫『近世蝦夷地成立史の研究』(三一書房、一九八四年、二三七ページ)。

(6) 同右、二三八ページ。

(7) 同右。

(8) 『新撰北海道史』第五巻史料一、一九三六年、二九六ページ。

(9) 海保領夫氏によると、この事件の真相は、由広の上洛中に慶広と公広

(盛広長男)とが相談して由広の家臣を処刑したことに対する反発であったとする(同『幕藩制国家と北海道―松前藩政史研究序説―』、三一書房、一九七八年、六〇ページ)。

(10) 入間田宣夫「糠部・閉伊・夷が島の海民集団と諸大名」(入間田宣夫ほか編『北の内海世界―北奥羽・蝦夷ヶ島と地域諸集団―』、山川出版社、一九九九年、七一ページ)。

(11) 海保領夫『幕藩制国家と北海道―松前藩政史研究序説―』(三一書房、一九七八年、五二―六六ページ)。

(12) 『松前町史』史料編第一巻(松前町、一九七四年、一二ページ)。

(13) 註(11)におなじ。

(14) 同右。

(15) 註(3)におなじ(七一ページ)。

(16) 註(5)におなじ(二四六ページ)。

(17) 石毛忠「江戸時代初期における天の思想」(『日本思想史研究』二、一九六八年)。

二 史料の翻刻文

申置候事

- 一、家中火之用心堅可致之事、
- 一、我等留守中二人出入候者如在仕間敷事、
- 一、来春鯉物時候者成次第二可申付事、
- 一、石かり・しこつへ鷹舟こし候事、
- 一、留守中夷出入候者不相替可致置事、

一、下人共口やら致談合能々云付可為遣事、

一、拙者何方にても相果候者加々右衛門を始こせかれ共引廻奉公たて可仕候、乍去果候上ハ子共之すねをなき候共くるしからず候、かやうの事ハ其方一人ニかきりさる事二候、天道も在事二候、たとへ子共のすねをなきたて磐昌^{イハシ}いたし候共てんはつ当るも有へし、併右之様子成次第二可仕候、天下之侍恩しやうかうむり候へとも其主はて候へハ右之分二候、いはんやかたぐに心さしハ不致候間、申事もうつけ二候か左門にくハしく申をき候、万端左門ニといたて右之通可申付候事、

一、ふく山のほう公いたす衆と我等手前之者も善悪之様子為申ましく候、そゝろたて申者も可在之候、こなたへ誰人にもこしたて人さうハさかましき事申者、よ所にも同前たるものにて候、我等はて候あとにハその心得尤候、手前人なく候故如此申をき候、□に候得ハ人間之まよいに候、此旨申候、以上、

慶長十四年

霜月七日

慶広(花押)

工藤九兵衛

(くどう・だいすけ 青森市史編さん室嘱託員)

表1 慶長・元和期の慶広と家康・秀忠らとの接触

年	月	日	記 事	出典
慶長1	11		初めて家康に謁見。	松
慶長4	11	7	大坂城で家康に謁見。 このとき松前に改姓。	新・松
慶長5	3	15	慶広とともに吉広家康に謁見。	新・松
	4	28	帰国着岸。	新・松
	6		国を盛広に譲る。	松
慶長8	11	18	江戸に参勤し、100人の扶持を賜る。	新・松
慶長9	1	24	狄の嶋の金山を慶広に任せられる。また、国政の御国印などを賜る。	新・松
	1	27	墨章の制書などを賜る。	松
	3	2	秀忠から兼光の御腰物などを賜る。	新・松
	3	22	家康に供奉して入洛（「松」は12日）。	新
	4	10	俸100口を賜る。	新
	5	19	家康から伊豆守に任ずべきことを命じられる。	新・松
	5	28	従五位に叙し、伊豆守に任じられる。	新・松
	6	22	家康の参内の供奉を勤める（「松」は13日）。	新
	6	28	御暇の時に御捨五重を賜る。	新
	8	11	帰国着岸（「松」は15日）。	新
慶長14	11	19	江戸に参勤し、扶持を賜る。	新・松
慶長15	1	8	駿河城で家康に謁見。	新・松
	1	15	家康に謁見し、鷹4居献上。	新・松
	1	16	御暇、伊豆にて湯治。	新
	2	16	江戸城で秀忠の手前の茶を賜る。 御暇、帰国。	新・松
	5	6	秋田窪田城にて佐竹義宣から饗応（3月20日とも）。	新
	5	17	帰国。	新・松
慶長20 (元和1)	3	3	兵を率いて南下。	松
	3	9	津軽高岡城で信平から饗応。	新
	5		大坂の陣を立て、刳菱紋の幕を張る。	新
	5		茶臼山にて家康に謁見。	松
	8	4	二条の御所にて御暇。	新・松
	9	13	江戸城にて秀忠に召出される。 御暇。	新
	11	4	帰国着岸。	新・松
元和2	10	12	慶広死去（69歳）。	新・松

「出典」欄の「新」は『新羅之記録』（『新北海道史』第7巻資料1）、「松」は『松前家記』（『松前町史』史料編第1巻）を指す。

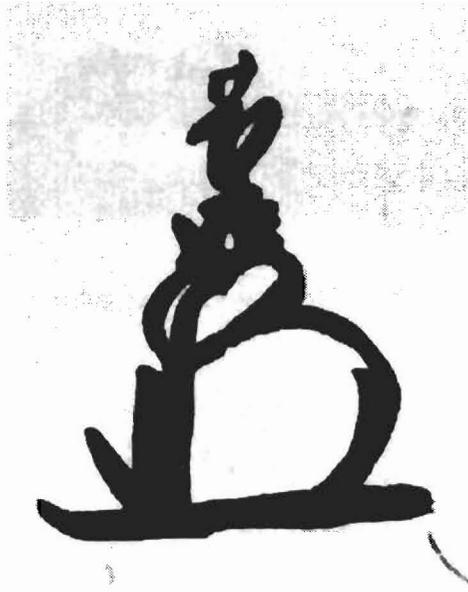


写真1 慶広花押



写真2 年未詳8月19日付慶広書状



写真3 写真2の花押部分の拡大図



写真4 (慶長12年) 5月11日付慶広書状



写真5 原本の表装



写真6 原本本文